

広島県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和七年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三原こころ薬局	三原市中之町九丁目二四番二号	令和七年三月三十一日
医療法人久山内科医院	尾道市久保二丁目五番二五号	令和七年四月一日
宮野歯科医院	尾道市久保三丁目七番二〇号	令和七年四月一日
るり薬局	尾道市久保三丁目二番四号	令和七年四月一日
ファーマシー薬局ふれあい	尾道市栗原町八五一七番地一	令和七年四月一日
ベガ薬局 尾道店	尾道市久保二丁目三番一五号	令和七年三月三十一日
佐々木歯科医院	三次市三和町敷名四八五三番地二	令和七年四月一日
県立安芸津病院	東広島市安芸津町三津四三八八番地	令和七年三月三十一日
訪問看護ステーション デューン安芸西条	東広島市西条町御園宇七二〇六番地 六グランコートS a i j o 二〇一号	令和七年三月三十一日